

補助事業を推進するために必要な人材の確保・育成を支援します

産業雇用安定助成金

産業連携人材確保等支援コース、スキルアップ支援コース

経済社会の変革やそれに伴う制度変更に対応するために新市場進出、事業・業種転換や設備投資等による生産性向上に取り組もうとすると、事業を推進する人材が必要になります。

厚生労働省では、こうした人材の確保・育成を支援するため、産業雇用安定助成金に「産業連携人材確保等支援コース」と「スキルアップ支援コース」を設けています。

◆ 産業連携人材確保等支援コース

ものづくり補助金と連携(*)し、生産性向上に取り組む企業等に、補助事業を推進するために新たに雇い入れる人材(従業員)の賃金の一部を助成します。

(※ 補助金の事業計画書の中に人材の雇い入れに関する事項が記載されている必要があります。応募時に記載されていなくても採択後に計画変更の承認を得たうえで雇い入れた場合は対象となります。)

◆ スキルアップ支援コース

従業員を在籍型出向させて自社にはない実践での経験を通じて新たな知識や技能を習得(スキルアップ)させようとする企業等に、出向中の従業員の賃金の一部を助成します。

区分	産業連携人材確保等支援コース	スキルアップ支援コース
対象事業主	事業再構築補助金* ¹ またはものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金* ² の交付決定を受けた、補助金事業計画書の申請前3か月間の生産指標が前年同期に比べ10%以上減少している事業主 * ¹ 「成長分野進出枠(通常類型)」(第12回、第13回公募)に限る * ² 「製品・サービス高付加価値化枠」(17次以降公募)に限る	スキルアップを目的に従業員を出向させる事業主(出向から復帰した従業員の賃金を出向前より5%以上引き上げることが必要)
雇用形態	無期雇用(フルタイム)	在籍型出向
対象経費	補助事業を推進するために新たに雇い入れた人材*の賃金 *①専門的な知識や技術が必要な企画・立案、指導の業務に従事する者または②部下の指揮・監督業務に従事する係長相当職以上の者で、1年間に350万円以上の賃金が支払われる者	出向中の従業員の賃金
助成額等	中小企業: 250万円/人(125万円×2期) 中小企業以外: 180万円/人(90万円×2期) (助成期間1年間、最大5人まで)	中小企業: 2/3 中小企業以外: 1/2 上限額: 8,635円/1人1日あたり (助成期間1年間、1事業所1,000万円まで)

◆ キャリア人材の紹介や在籍型出向のマッチングについては、公益財団法人産業雇用安定センター(ジョブ産雇)がサポートします。

詳細についてはウェブサイトをご覧ください

産業連携人材確保等支援コース



スキルアップ支援コース



【お問い合わせ先】

北海道労働局 職業安定部

職業対策課分室 産業雇用安定助成金担当

電話: 011-788-2294/担当: 福迫、相沢、大川

「産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）」のご案内

本助成金は、景気の変動、産業構造の変化等の理由により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、生産性向上に資する取組等を人材の確保・育成の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と新たな人材の円滑な受け入れを支援するものです。

詳細
→

助成の内容

- ・対象労働者に支払った賃金の一部に相当する額として、一人当たり、中小企業は**250万円**（125万円×2期^{※1}）、中小企業以外の場合は**180万円**（90万円×2期）を助成します。
- ・一事業主あたり**5人分**の支給が上限です。

※1 雇入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給します。

助成の対象（主な要件）

事業主

チェック



独立行政法人中小企業基盤整備機構の実施する「事業再構築補助金」^{※2}またはものづくり補助金事務局の実施する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（以下「ものづくり補助金」）^{※3}の事業計画書の申請を行い、交付決定を受けていること

※2 第12回および第13回の「成長分野進出枠（通常類型）」に限ります。

※3 第17次以降の「製品・サービス高付加価値化枠」に限ります。

※2.3 事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載した場合に限ります。

チェック



下記の労働者の雇入れにあたって、次のa～cの全ての条件を満たすこと

- a. 雇用保険の一般被保険者または高齢被保険者として雇い入れること
- b. 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること
- c. 交付決定を受けた補助金の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること

チェック



上記の労働者の雇入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと

チェック



生産量（額）、販売量（額）または売上高等事業活動を示す指標が交付決定を受けた申請した補助金の事業計画書の申請日の属する月の前々々月から前月の3か月間の月平均値が、前年同期（雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る。）に比べ10%以上減少していること

チェック



雇入れに係る事業所で受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標が交付決定を受けた申請した補助金の事業計画書の申請日の属する月の前々々月から前月の3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上）減少していないこと

労働者

チェック



① 次のaかbのいずれかに該当する者

- a. 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者
- b. 部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者

チェック



② 1年間に350万円以上の賃金^{※4}が支払われる者

※4 時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限ります。また、助成金の支給については、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限ります。

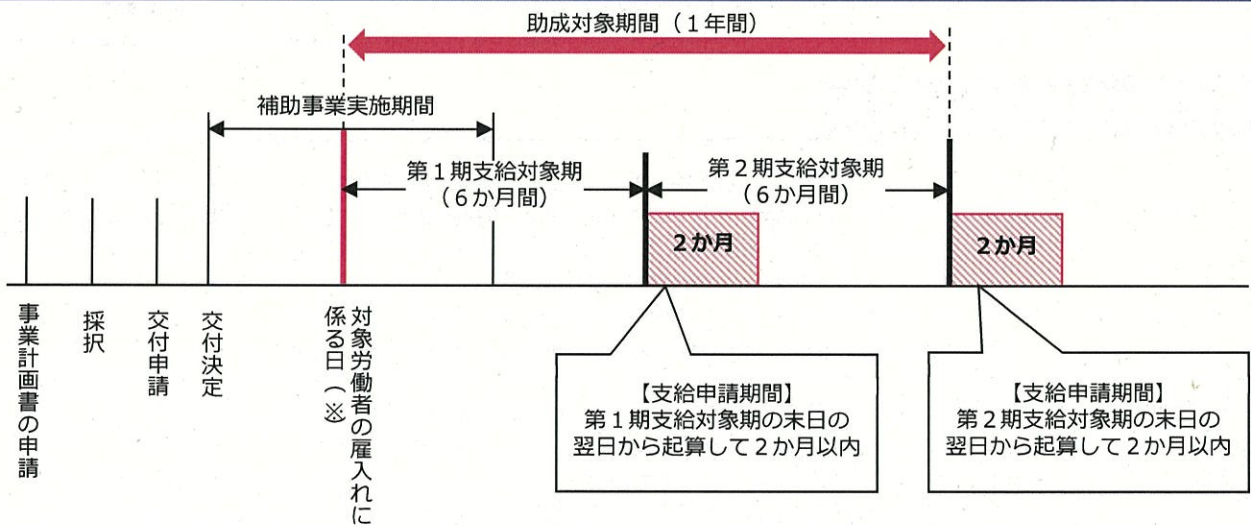
受給までの流れ

1	事業再構築補助金※ ¹ またはものづくり補助金※ ² の事業計画書の申請
2	事務局・採択審査委員会による審査
3	事業再構築補助金※ ¹ またはものづくり補助金※ ² の交付申請
4	事業再構築補助金※ ¹ またはものづくり補助金※ ² の交付決定
5	対象労働者の雇入れ※ ³ （補助事業実施期間内）
6	産業雇用安定助成金の支給申請※ ⁴
7	産業雇用安定助成金の受給※ ⁵

○事業再構築補助金またはものづくり補助金についての詳細は、事業再構築補助金事務局ホームページ、または、ものづくり補助金総合サイトをご確認ください。

- ※1 事業再構築補助金の申請先は事業再構築補助金事務局です。
- ※2 ものづくり補助金の申請先はものづくり補助金事務局です。
- ※3 事業再構築補助金またはものづくり補助金の計画変更により人材確保に関する事項を記載し承認を受けた場合、当該承認日の翌日以降の雇入れが対象となります。
- ※4 各支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期の末日の翌日から2か月以内に支給申請書を作成し、都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。
- ※5 支給申請書に基づき、助成金を支給します。

イメージ



※ 対象労働者の雇入れにあたり、その知識や経験を十分に活用できるよう職場環境の整備を行うことが望ましいです。

参考：事業再構築補助金とは？

目的：中小企業等が行う事業・業種転換等の思い切った事業再構築に必要な設備投資等を支援する補助金となります。
詳細は 事業再構築補助金事務局のホームページをご確認ください。

事業再構築補助金事務局
ホームページ



参考：ものづくり補助金とは？

目的：中小企業等が行う革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する補助金となります。
詳細は ものづくり補助金総合サイトをご確認ください。

ものづくり補助金
総合サイト



支給申請の際の注意点

- 第1期支給対象期の支給申請は、助成対象期間を通じて支給要件を満たすことを前提としたものです。
このため、第1期支給対象期の支給決定後に助成対象期間に支払われた賃金額が350万円に満たなかった場合など、支給要件を満たさないことが判明した場合は、既に支給された助成金は返還が必要となります。
- 支給決定までの間に対象労働者が離職した場合は、原則不支給となります。
第1期支給対象期の支給決定後に対象労働者が離職した場合、既に支給された助成金は返還が必要となります。

申請・お問い合わせ

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。
ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

「産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)」 を活用し、在籍型出向で労働者のスキルアップしませんか？

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主**に対して助成金が支給されます。積極的にご活用ください。

助成対象となる「出向」とは？

以下のすべてに該当する出向を指します。

- 労働者のスキルアップを目的とすること
- 出向した労働者は、出向期間修了後、元の事業所に戻って働くこと
- 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも**5%以上上昇**させること

助成の内容

出向元事業主に対して、出向中の労働者の**賃金の一部**を助成します。※企業グループ内出向は対象外

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
助成額	以下①②のうち いずれか低い額 に助成率をかけた額(最長1年) ① 出向労働者の出向中の賃金※ ¹ のうち出向元が負担する額 ② 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額	
上限額	8,635円 ※ ² ／1人1日当たり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額(令和6年8月1日時点)。毎年8月に改正されるためご注意ください。

助成額の算出例(イメージ)

< 賃金9,000円/1日の従業員を、賃金10,000円/1日の出向元5割負担で、1年間出向させる場合 >

①出向元が負担する出向中の賃金額		②出向前賃金の1/2の額
出向元負担	出向先負担	
5,000円	5,000円	4,500円

①、②のうち低い方	助成率	1日あたり助成額
4,500円	2/3 ※中小企業の場合	3,000円/1日 上限(8,635円)以内

1年換算

240日/1年の場合

3,000円×240日

⇒720,000円

受給までの流れ

1	・ 出向元事業主と出向先事業主との 契約 ※1 ・ 労働組合などとの 協定 ・ 出向予定者の 同意
2	出向計画届（スキルアップ計画を含む）の提出・要件の確認※2
3	出向の実施（1か月間～2年間）
4	出向から復帰（賃金上昇）※3
5	支給申請※4 助成金受給※5（最長1年分）

- ※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。
- ※2 **出向元事業主が出向計画届を作成し**、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに、**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。
- ※3 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる必要があります。
- ※4 出向復帰後6か月後の賃金支払日の翌日から起算して2か月以内に**出向元事業主が支給申請書を作成し、都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。
- ※5 支給申請書に基づき、出向元事業主に助成金を支給します。

「在籍型出向」の活用事例

製造業（出向元）

事業体制見直しの中で新製品の事業開拓を進めるため、従業員のスキルアップやキャリア形成をしたい。
ロボット組立の最先端工場で経験を積ませ、組立技術やライン管理、安全管理技能等の習得を目指すことにした。

産業用電気機械器具製造業（出向先）

海外でのロボット需要拡大で製造現場の人員が不足しており、質の高い人材を探していた。
違う環境・職種へチャレンジしたいという意欲のある人材を受け入れることとした。

温泉旅館業（出向元）

老舗旅館を経営しているが、最新型ホテルの優れたサービスを学ぶため、出向させたい。

ホテル・サービス業（出向先）

老舗旅館からの出向であることから、スタッフのスキルアップにもつながると考え、初めて出向を受け入れた。

日本酒醸造業（出向元）

コロナ禍のため海外で人気が高い日本酒の輸出にも影響は出ているが、将来的に酒米の栽培も視野に入れている。今後のために米作りを行っている法人に若手従業員を出向し技術習得をさせたい。

耕種農業（出向先）

水稻、大豆など生産・出荷を行っている。大型農業機械を導入しスマート農業で生産性向上を図ることで、週休二日制や大型特殊車両の資格取得支援など従業員の労務管理を行っている。

申請・お問い合わせ先

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

(公財) 産業雇用安定センターではスキルアップ支援コース (在籍型出向) のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。

設立以来、26万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

受入情報の検索



おすすめの利用方法

- 助成金の利用にあたり、センターのウェブサイトから、
全国の労働者の受入れを希望している事業所(出向受入情報※)
の業務の内容を見ることができます。

※ウェブサイトや検索はどなたでもご利用できます

※助成金の利用の可否については、都道府県労働局またはハローワークへお問合せ下さい。

- 従業員のスキルアップを実施したい業務を探し、スキルアップを実施したい業務が見つかったら、
御社所在の都道府県のセンター事務所に連絡してください。
センターが、ご希望の事業所とのマッチングを進めます！

※受入方法が「移籍」の場合であっても、産業雇用安定センターが事業所と話し合いをし、「在籍型出向」として実施できる場合があります。まずはセンターにご相談ください。

出向のマッチングからフォローアップまで支援します

出向元企業

在籍型出向を活用し、労働者のスキルアップを図りたい企業

【社内手続き】

- ✓ 出向期間や出向期間中の賃金・労働時間等の労働条件等の明示
- ✓ 出向対象労働者の選定・募集
- ✓ 出向対象労働者の同意や労働組合との合意
- ✓ 就業規則等に出向規定を整備 等

マッチング

1 情報収集

事業所を訪問するなどして、出向元からの送出情報や出向先での受入情報を収集

2 企業間面談

出向元と出向先との間で、出向の諸条件について話し合う場を設定

3 職場見学

出向元の人事労務担当者、出向する労働者や労働組合に、出向先の職場見学の場を設定

4 出向契約の締結

5 出向開始

継続的なフォローアップ

マッチング

職場見学

- ✓ 出向期間や職務内容の規定
- ✓ 賃金負担などの取り決め
- ✓ 勤務時間や時間外労働など労働条件の明確化
- ✓ 社会保険等の取り扱い 等

出向先企業

在籍型出向を活用して、一時的に人材を確保したい企業



公益財団法人

産業雇用安定センター

